

令和5年度
事業計画書

障害者支援施設 清風園

目 次

1 事業運営計画-----	P 1
2 実施施策の令和5年度行動計画-----	P 4
(1) 職員が働きやすくやりがいを感じられる職場づくり-----	P 4
(2) 利用者の生活を支えるサービスの質の向上-----	P 7
(3) 安定的で持続的な経営基盤の確立-----	P 10
3 目標利用率-----	P 13
4 固定資産物品購入計画-----	P 13
5 修繕計画-----	P 13
6 大規模修繕計画-----	P 14

1 事業運営計画

事業の種類及び利用定員	
1 障害者支援施設	
(1) 施設入所支援	80名
(2) 生活介護	80名
2 短期入所	10名
3 共同生活援助	18名
4 生活介護・共生型通所介護	20名
5 相談支援	
運営方針	
1 障害者支援施設	
(1)	利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、利用者の能力や特性、環境などに即した適切な介護や支援を行うものとする。
(2)	利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った福祉サービスを提供するよう努めるものとする。
(3)	できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
(4)	より良い福祉サービスの提供に向け、点検及び自己評価を定期的、継続的に実施するなど必要な措置を講じ、さらなる福祉サービスの質の向上を目指すものとする。
(5)	極めて公共性及び公益性の高い事業に取り組んでいることから、事業の持続的発展を図るため、安定的な経営と福祉サービスを支える人材の育成に努めるものとする。
(6)	「島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年島根県条例第76号）に定めるもののほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。
2 短期入所	
(1)	地域において自立した日常生活が行えるよう、利用者の能力や特性、環境などに即した適切な介護や支援を行うものとする。
(2)	利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたった福祉サービスを提供するよう努めるものとする。
(3)	できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
(4)	提供する福祉サービスの点検と評価を定期的、継続的に実施するなど必要な措置を講じ、さらなる福祉サービスの質の向上を目指すものとする。
(5)	極めて公共性・公益性の高い事業に取り組んでいることから、事業の持続的発展を図るため、安定的な経営と福祉サービスを支える人材の育成に努めるものとする。
(6)	「島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援

施設の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年島根県条例第 76 号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

3 共同生活援助

- (1) 利用者が地域において共同して自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、相談、援助及び支援を適切かつ効率的に行う。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設サービスの提供に努める。
- (3) できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、行政、障害者支援施設、障害福祉サービス事業者、その他保健医療サービス等を提供する者との密接な連携に努める。
- (4) 提供する施設サービスの点検と評価を定期的及び継続的に実施し、施設サービスの質を向上させる。
- (5) 施設の持続的発展を図るため、安定的な経営と人材育成に努めるとともに、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

4 生活介護・共生型通所介護

- (1) 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- (2) 指定生活介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- (3) 前 2 項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び「島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 24 年島根県条例第 76 号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

5 相談支援

- (1) 事業所は、利用者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- (2) 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- (3) 事業所は、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。
- (4) 前三項のほか、「大田市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定

等に関する規則」(平成24年3月30日規則第5号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定計画相談支援を実施するものとする。

職種別職員配置

1 障害者支援施設・短期入所

職種	正規職員	準職員	非常勤職員	合計
施設長	1			1
事務職員	2	1		3
管理栄養士	1			1
調理員	2	4	1.1	7.1
自立支援課長	1			1
サービス管理責任者	2			2
生活支援員	16	22	8	46
看護職員	3		0.6	3.6
警備従事者			1	1
用務員等			1.2	1.2
合計	28	27	11.9	66.9

2 共同生活援助

職種	正規職員	準職員	非常勤職員	合計
管理者	(1)			(1)
サービス管理責任者	1			1
生活支援員	1	2	1.6	4.6
夜間支援員			1	1
世話人			1.9	1.9
合計	2(1)	2	4.5	8.5(1)

3 生活介護・共生型通所介護

職種	正規職員	準職員	非常勤職員	合計
管理者	(1)			1
サービス管理責任者	1			1
支援員		4	0.6	4.6
看護師			1.2	1.2
用務員			1.2	1.2
合計	1(1)	4	3	8(1)

4 相談支援

職種	正規職員	準職員	非常勤職員	合計
管理者	(1)			(1)
相談支援専門員	2	2		4
合計	2(1)	2		4(1)

県市町村等からの受託、補助事業等	
1	島根県重症心身障がい児（者）在宅サービス提供体制整備事業（島根県）
2	日中一時支援事業（大田市）
3	相談支援事業（大田市）
4	障害支援区分認定調査（大田市）
地域における公益的な取組	
1	地域生活支援センターせいふう（生活介護）における低所得の利用者に対する入浴に係る費用の免除
2	社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の利用による生活困窮者の支援

2 実施施策の令和5年度行動計画

(1) 職員が働きやすくやりがいを感じられる職場づくり

ア 福祉・介護業界のイメージアップを図り、多様な働き方を推進する。

実施施策	障がいの理解の促進と次世代の担い手への啓発
取組の方向性①	圏域内の教育現場と連携を図りながら、障がいについて学ぶ機会や知ってもらう機会を提供する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校及び小学校各1校と連携を図りながら、障がいの理解を深める学びの機会に関わる。 ・ 大田市内の高校及び中学校との関わりの機会を作る。
取組の方向性②	若い世代に施設への理解を深めてもらえるよう中学校や高校に対して積極的に働きかけを行う。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校や専門学校と連携を図り、職場体験や実習を受け入れる。 ・ 地域のボランティア団体と今後の関わり方について検討する。

実施施策	福祉人材の確保
取組の方向性①	情報発信の媒体（チラシ、ケーブルテレビやインスタグラム等）を活用し広報活動を強化するとともに、地域のイベント等に参加し施設の認知度を高める。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報部会は、各部署と連携し、毎月ホームページを更新し施設の様子を発信する。 ・ 地域のイベントで利用者の作品を展示し施設のPRを行う。
取組の方向性②	福祉職場の説明会等に積極的に出向くとともに、職場体験によって経験の有無に関わらず人材を受け入れる。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年4回福祉職場の説明会に参加し、人材の確保に繋げる。 ・ 施設見学や職場体験の希望があれば、積極的に受け入れる。

イ OJT 制度を中核に職員一人ひとりを育成し、チームケアを推進する。

実施施策	人材から人財への成長
取組の方向性①	食事、入浴、排せつ等の基礎知識や障がい特性について知識を再確認し、定期的に振り返りを行いながら確実に習得することで個々の能力の向上を図る。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 各ユニットで業務マニュアルの読み合わせを継続して行い、計画的に必要な見直しをする。 研修期間を設定し、週2回スポット研修として動画を視聴し知識の再確認と話し合いの機会を作る。 障がい特性について、準職員及び非常勤職員に年2回研修を実施し、個々の能力の向上を図る 障がい専門研修で、障がい特性に配慮した支援が個別支援計画と連動して実践できるよう学ぶ。 基礎知識の習得度を図るため、1月に業務チェックを行い、結果を分析して、次年度の事業計画作成に繋げる。
取組の方向性②	グループホームやせいふうを含めた施設内研修を計画的に行い、勤務実態に合わせた効果的な実施方法を検討しながら知識の習得やチーム力の向上を図る。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 施設内研修にグループホームやせいふう等から延べ15名以上の職員が参加できるよう調整する。 せいふうで実施する研修の内容を吟味し、職員間の交流も兼ねて、施設から職員を4名派遣する。 グループホームは、施設内研修と別に独自に必要な研修を2つ企画し実施する。
取組の方向性③	異動してきた職員や新たに採用した準職員の研修を見直し、計画的に職員の育成ができるよう育成体制を充実させる。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 着任時研修のカリキュラムに基づき研修を実施し、必要な見直しを行う。 新たに採用した準職員等は、福祉職場での経験等を踏まえて準職員等育成計画に基づき計画的に指導・育成を図るとともに、必要な見直しを行う。

実施施策	帰属意識を高めるチームづくり
取組の方向性①	法人のOJT制度の導入に伴いお互いが支え合う体制の定着を図るとともに、個々の指導力を高めていく。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> OJT制度の年間計画の中で、管理職との面談を行い、職員個々のキャリアビジョンを一緒に考える。 各ユニットで業務に必要な係を決め役割を明確にする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ OJT 制度に倣った簡易な制度を準職員に実施し、お互いが支え合う体制を広げる。 ・ 試行した準職員に対してその効果をアンケートで検証する。
取組の方向性②	リーダーシップが発揮できる人材を育成し、チームでの会議のあり方やケースカンファレンスの実施により、価値観の共有や多角的に物事を捉える視点を学ぶ。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ チームリーダーとチームメンバーが共通の目的をもって実践できるよう法人のチーム力向上研修に派遣しチーム作りを学ぶ。 ・ 派遣した職員は復命研修を行い、チーフ等を中心に業務改善に取り組む。 ・ 会議の内容等の情報は、チーフ等に伝達する役割があることを明確にした上で、各部署等で情報の共有方法を検討し実践する。 ・ 各ユニット会議で多職種参加のもと年2回ケースカンファレンスを実施する。

ウ 職場風土を改善し、職員の定着率とモチベーションを高める。

実施施策	他者を大切にす職場風土の醸成
取組の方向性①	お互いが褒め合う、認め合う風土を作るために、その方法を検討し実践することで、職員の捉え方が変化し安心して働き続けることができる環境を作る。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年3回「ぐっジョブシート」を回収し、「手本とする言動」を一覧化するとともに、朝礼で伝達する。 ・ サービス向上委員会で一覧化した言動の活用方法を検討し実践する。
取組の方向性②	同じことを伝える場合でも、言葉の選択によって考え方や捉え方が異なることを学び、言葉を言い換えることができるように改善する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物事の捉え方について、年2回研修を実施する。 ・ 各部署等の会議で、日頃の会話の中で気になっている言葉について洗い出し、言い換えを検討し実践する。

実施施策	コミュニケーションの活性化
取組の方向性①	多職種で話をする機会を意図的に作ることで、交流を深めコミュニケーションの活性化を図る。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員会議を年4回開催し、意見の言い合える議題等を設定しコミュニケーションの活性化を図る。 ・ 職種間の交流を深めるため、年3回多職種が集まり昼食等懇談会を開催する。
取組の方向性②	各部署や職種ごとの会議にお互い参加することで、一緒に考え、お互いの

	業務について理解を深める。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の職員を、他部署へ派遣し、交流体験研修を実施する。 管理職やサービス管理責任者と、看護師、相談支援専門員の意見交換の機会を年2回持つ。

エ 業務の生産性を高め、ワークライフバランスを推進する。

実 施 施 策	業務改善姿勢の定着とワンランク上の職場づくり
取組の方向性①	各種マニュアルの内容を確認し、実態に即したものに見直すことで、業務の統一化を図る。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 継続して既存のマニュアルの中から優先度の高い3つのマニュアルについて点検を行い、必要な見直しを行う。 見直したマニュアルについては、自立支援課会議で職員に周知する。
取組の方向性②	業務改善提案の仕組みを作り実践することで、業務改善の姿勢が定着し、職場風土として根付いていく。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ワーキンググループを中心に、各部署等で、課題解決に向けて「ちょっとした改善」に2つ取り組む。 ワーキンググループでは、提出された提案書を集約し、全職員への提示及び必要な見直しを行う。 取組内容は、職員会議や施設内実践報告会等を通じて共有する。

実 施 施 策	こころと体の健康管理
取組の方向性①	管理職が職員と定期的に話す機会を設け、本人の思いや考えに耳を傾けることでストレスの軽減を図る。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 年3回管理職と職員との面談の機会を設ける。 臨床心理士と小グループで不安や悩みについて語り合う機会を設け、ストレスの解消を図る。
取組の方向性②	職員が、感情の疲労度や悩み、不安を伝える場を設け、お互いの理解を深めることで、ストレスの軽減や心身の安定を図る。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度は、清風園がホスト施設となり、三風園との部会（サービス管理責任者部会、支援員部会等）を開催し、職員同士の情報交換の機会を作り、共通の課題を整理した上で、今後の進め方や解決策を検討する。 ストレスの軽減を図るため、「もやもやしたこと」を語り合う場面を設定する。

(2) 利用者の生活を支えるサービスの質の向上

ア 先進的で魅力あるサービスを提供し、サービスの質を高める。

実施施策	障がいと加齢に伴う機能低下への対応
取組の方向性①	障がいの特性や高齢化に対する知識や技術を習得し、多職種で連携を図りながら支える体制を作る。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> リハビリの専門職を確保し、継続して利用者の機能維持に取り組む。 専門職からもらったアドバイスを共有できる仕組みを検討し実践する。 障がい特性に適応した居住環境の内部改修について検討する。
取組の方向性②	利用者や家族の意向を踏まえ、利用者の心身の状態を勘案しながら、介護保険を含めた「住まい」を検討し、最適な選択ができるように機会を保障する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 利用者及び家族に対して、介護保険制度や「住まい」としての特別養護老人ホームについて説明会を行い、選択肢としての情報提供を行う。 サービス管理責任者は、年齢や身体状況を鑑み、担当者会議の中で介護保険制度等についての情報提供を行い、将来的な意向を確認する。

実施施策	サービスの充実と適正化
取組の方向性①	本人の出来ることや強みを把握し、利用者が興味を持って楽しく取り組めるよう日中活動と記録の充実を図る。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 日中活動の活動用具を継続して作成し、利用者の活動場面での選択肢を増やす。 福祉見聞録を活用した支援手順書の作成について検討する。 「にこりほっと」は月30件を目標に記録し、定期的に個別にまとめ家族に見てもらえる機会を作る。 外出や家族等と過ごす時間が持てない中で、ふるさと訪問等を含めた個別又は小グループでの外出を各ユニットで計画し実施する。
取組の方向性②	本人の年齢や能力に応じた適正な環境の中で日中活動に取り組めるよう日中活動のグループ分けや活動場所について検討し、活動の活性化を図る。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、ワーキンググループで、生活介護のグループ分けや活動場所について検討し、試行する。 通所の生活介護グループについては、高齢化に伴い難しくなった作業について、将来的な継続性を検討する。

イ 安全安心で快適な暮らしを保障し、利用者の満足度を高める。

実施施策	意思決定支援の促進
取組の方向性①	利用者が意思表示を増やすことができる具体的方法を学ぶとともに、利用者の能力をアセスメントし、個別支援計画書に反映することで、共通認識を持ってサービスを提供する。

行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> サービス管理責任者部会で、個別支援計画の課題の捉え方や目標設定等について情報交換し、質の向上を図る。 サービス管理責任者は、個別支援計画書作成時に意思表示の能力をアセスメントし、個別支援計画書に支援の具体的方法を明記する。
取組の方向性②	日常生活場面や行事等の中で様々な経験や選択する機会を確保することで、意思表示の機会を提供する。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 年間行事を年度当初に共有し、施設やユニットの行事、さらにはユニット会食を通して、利用者が自分で選ぶ機会を年6回は提供する。 すばる及びめぐみユニットの生活環境においては、利用者の心身の状況を踏まえてより快適な生活を送ることができるよう検討する。

実 施 施 策	事故防止の強化
取組の方向性①	ヒヤリハットの重要性を理解し、報告数を増やすとともに、報告された内容から本人の行動の傾向や生活場面で留意すべきことを分析し、共有することでリスク管理に繋げる。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 事故を未然に防げるように、福祉見聞録のケース記録を利用した軽微なヒヤリハット記録を、月30件を目標に記録する。 グループホームとせいふうにおいては、月10件を目標に取り組む。 事故防止に繋げるため、報告されたヒヤリハット記録を利用者ごとに年6回まとめ、支援上の留意すべき内容として共有する。
取組の方向性②	事故防止部会で事故の検証を行い、同じ事故が繰り返されないように分析結果を共有するとともに、定期的に環境面での安全を確認し事故防止に繋げる。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 改正される事故報告様式について、共通認識がもてるよう説明をする。 事故防止部会では、発生の都度、ヒヤリハット及び事故の検証を行い、再発防止に取り組む。 年2回KYT訓練と各事業所の点検を行い、事故防止に取り組む。

ウ 施設機能を積極的に開放し、地域とのつながりを強化する。

実 施 施 策	地域との繋がり構築
取組の方向性①	地域の他事業所との連携を強化するとともに、地域の一員としての役割を利用者と共に考える。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 圏域内の福祉事業所と、園での生活の様子や圏域のニーズ等について年2回情報交換を行う。 施設として、今後の行事のあり方やボランティア等の活用について検討を行い、次年度の事業計画書に反映する。
取組の方向性②	地域の方が気軽に立ち寄ってもらえるように環境を整えるとともに、地域

	の行事に参加し交流の機会を確保する。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の方にグループホームを認知していただくため、移動販売車による出店をグループホーム敷地内で開催し、近隣の方や子供たちと交流できるように計画し実施する。また、開催後は SNS で発信する。 ・ 平日は、利用者と一緒に登校時の見守り隊に参加し、交流の機会を確保する。

実 施 施 策	地域拠点としての体制の検討
取組の方向性①	大田市から依頼のある緊急時の受入については、園としての方針を共有した上で受入の強化を図る。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の受入れについては、事前調査様式を活用して速やかに対応する。
取組の方向性②	将来的な短期入所の利用ニーズを探り、計画的に必要な環境を整備する。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域内の実態を把握するため、相談支援事業所との情報交換会を実施する。 ・ 身体障害者の方の利用希望に応えるために、居住環境や受入体制を検討し整備する。

(3) 安定的で持続的な経営基盤の確立

ア 収入の安定確保と経費増大の抑制で、安定性の高い財務体質を維持する。

実 施 施 策	利用率の維持向上
取組の方向性①	利用者の異常の早期発見や疾病予防など健康管理を強化し、入院等を減少させることで施設入所の利用率を維持向上させるとともに、退所者がでた場合は、速やかに入所ができるよう調整を図る。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援員・看護師連携の下、利用者の体調管理を引き続き行い、入院日数を 250 日以内にする。 ・ 2 か月に 1 回入所調整委員会を開催し、退所から入所までの空床期間を 3 週間以内にするために施設入所待機者や短期入所の新規利用者について情報共有等を行うとともに、短期入所の利用率向上のための対策を検討する。 ・ せいふうにおいては、利用者の体調を把握し異常の早期発見に努めることで、急な欠席や長期の欠席を減少させるとともに、新規の利用希望者に柔軟に対応することで、利用率の維持・向上を図る。
取組の方向性②	生活介護の利用について、利用者の意向や身体状況を考慮した上で、清風園とせいふう、さらには他事業所と連携を図りながら、双方の利用率が適正な状態で維持できるよう検討する。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人のニーズや年齢等を踏まえ、せいふうや他事業所の利用が可能な

	<p>利用者を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス管理責任者は、担当者会議等で本人や家族等の意向を確認し、個別支援計画に反映させた上で、計画に基づいて移行を行う。
実施施策	コスト意識の醸成
取組の方向性①	毎月の費用を見える化することにより、職員のコスト意識を強化する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 紙オムツに係る費用についての理解やオムツの当て方等を学びながら、毎月2万円経費を削減する。 毎月の環境美化の日に合わせ、福祉用具や環境面の確認を行い、早期の対応を行う。
取組の方向性②	清風園とせいふう、グループホームで必要な日用品の購入を一元化し業務の簡略化やコストの削減に繋げる。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 日用品について一元化する。 コスト削減と業務効率の向上を図るため、会議資料等をペーパーレス化する。

イ 中長期的な視点をもって、持続性の高い経営を行う。

実施施策	ハード面における維持管理
取組の方向性①	清風園は、築14年が経過し、突発的な大きな修繕も見込まれる。また、せいふうの建物は、狭隘で機能的でないため、事務局と現状と課題を共有し対応を協議する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 施設の突発的な修繕については、速やかに本部と協議を行い、必要な箇所の修繕を行う。 せいふうについては、ハード面の検討結果をもとに多機能事業の今後の展開について検討する。
取組の方向性②	老朽化したグループホームなずな寮は、圏域内の他法人の動向に注視しながら、次期中期経営計画における整備についての方向性を検討する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 圏域内の他法人の動向について情報収集する。 なずな寮の（環境）整備及びグループホーム清風園の今後の方向性について、ワーキンググループで検討し、一定の方向性を決定する。

実施施策	事業展開の方向性の検討
取組の方向性①	清風園とせいふうの生活介護事業のそれぞれの住み分けについて特色を打ち出す方向も含めて多角的に検討していく。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護事業については、施設入所者と通所利用者の住み分けや活動場所についてワーキンググループで検討する。 清風園生活介護利用者からせいふう生活介護利用の可能性についてサ

	サービス管理責任者・せいふう相談支援専門員の情報交換の場で検討する。
取組の方向性②	清風園の入所については、申込待機者の状況を共有しながら、利用者確保と定員を併せて検討していく。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域内の相談支援事業所と連携を図りながら、短期入所の新規の利用者を3名確保する。 ・ 施設入所定員及び短期入所定員については、令和6年度からの大田市の第3次障がい者計画に反映できるよう、入所待機者数を勘案しながら入所調整委員会で検討を行う。

ウ 組織内の連携を強化し、強固な組織体制と経営基盤を確立する。

実施施策	第三者評価の受審と課題の改善
取組の方向性①	第三者評価を受審し、改善項目を明確にし、事業計画に反映することで確実に改善を図る。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ せいふう相談支援事業所で第三者評価を受審する。 ・ 受審した事業所毎にそれぞれの課題を整理し、解決策を検討し講じる。
取組の方向性②	障害者支援施設で第三者評価の受審結果を共有し、共通する課題については一緒に解決策を講じる。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者評価により挙げた課題の中で、共通する課題について課長会議等で共有する。 ・ 共通課題については、次年度事業計画に反映し解決策を講じる。 ・ 第三者評価を参考に、施設のサービスの自己評価様式を作成し1月に実施する。

実施施策	施設運営における統治機能の強化
取組の方向性①	事業団の理念に基づいて、施設の理念や職員の行動目標を具現化し、職員が目指すべき方向を明確にすることで施設運営を強化する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実践理念及び行動目標、具体的行動について、職員の理解を深めるため、事業計画と併せて説明を行う。 ・ サービス向上委員会で、定期的に職員の理解度や周知の方法を検討し実施する。
取組の方向性②	職員に対して中期経営計画の説明を十分に行い、理解を深めるとともに、事業計画の策定段階から職員の意見を積極的に取り上げていくことにより、事業計画の実効性を高める。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度の事業計画の説明会を開催する。 ・ 自立支援課会議通じて、事業計画の進捗状況を9月に確認する。 ・ 次年度の事業計画作成に向けて12月から全職員参加のもと検討を行

		う。
--	--	----

3 目標利用率

事業名	令和3年度実績	令和4年度見込	令和5年度目標
施設入所支援	98.7%	98.3%	98.5%
生活介護	100.7%	98.5%	100.0%
短期入所	27.3%	26.2%	30.0%
グループホーム	97.4%	98.5%	97.0%
せいふう（生活介護・通所介護）	70.2%	67.6%	75.0%
相談支援（計画作成件数）	17.8 件/月	17.1 件/月	18 件/月
相談支援（モニタリング件数）	33.5 件/月	29.4 件/月	31 件/月

4 固定資産物品購入計画

（単位：千円）

項目	数量	執行見込額（税込）
ライスロボ	1	
温冷配膳車	1	
調理器具棚	1	
ガス給湯器	1	
カラーレーザープリンター	1	
モノクロレーザープリンター	3	
デスクトップパソコン	7	
ノート型パソコン	7	
火災受信機	1	

5 修繕計画（大規模修繕を除く。）

（単位：千円）

項目	数量	執行見込額（税込）
トイレ内タイル壁修繕工事（やまびこ）	1	
居室柱カバー取付工事（すばる）	1	
リビング仕切り設置工事（すばる）	1	
壁面クッション材貼付工事（すばる）	1	
トイレ洋式化工事（つばさ）	1	
居室畳撤去工事（めぐみ）	1	
合併処理浄化槽修繕工事	1	
トイレ建具修繕工事	1	

6 大規模修繕計画

(単位：千円)

項目	執行見込額（税込）
空調設備改修工事実施設計費	